

第1章 計画の概要

1. 国・千葉県の食育推進計画と動向
2. 食に関する社会情勢
3. 松戸市食育推進計画

1. 国・千葉県の食育推進計画と動向

(1) 国の計画と動向（「第4次食育推進基本計画」序文より抜粋）

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、国は15年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者ととともに食育を推進してきた。

その間、日常生活の基盤である家庭における共食*を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

しかしながら、我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えている。

高齢化が進行する中で、健康寿命*の延伸や生活習慣病*の予防が引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増している。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食*市場の拡大が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきている。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧される。

食を供給面から見ると、農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少が進む中、我が国の令和元年度の食料自給率*はカロリーベースで38%、生産額ベースで66%と食料の多くを海外からの輸入に頼っている。一方で、食品ロスが平成29年度推計で612万トン発生しているという現実もある。

また、近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっている。

国際的な観点から見ると、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標がある。食育の推進は、我が国の「SDGsアクションプラン2021」（令和2年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）の中に位置付けられており、SDGsの達成に寄与するものである。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その影響は人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及した。接触機会低減のためのテレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間が一時的に増加するとともに、外出の自

粛等により飲食業が甚大な影響を受けるなど、我が国の農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えた。また、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まるといった側面も有している。

こうした「新たな日常」の中でも、食育がより多くの国民による主体的な運動となるためには、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要である。

このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成する。

(2)千葉県計画と動向（「第4次千葉県食育推進計画」序文より抜粋）

平成17年6月に、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、食育基本法が制定されました。

千葉県では、同法に基づき、平成20年11月に元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画（第1次千葉県食育推進計画）、平成25年1月に「ちばの恵みを取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とした第2次千葉県食育推進計画、平成28年12月に第3次千葉県食育推進計画を策定し、県民運動として食育を推進してきました。

その結果、「食育」は県民に広く浸透し、県内各地で多様な関係者による食育の取組が進められています。

しかしながら、依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないことや、女性は、やせ（BMI*18.5未満）の割合が高いこと、壮年期では、男性の肥満（BMI*25以上）の割合が高いこと、高齢期では、男女とも75歳以上から低栄養傾向（BMI*20以下）の割合が高くなること等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

また、高齢化が進む中、健康寿命*の延伸は重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要となっています。

また、国内ではまだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、国内の食品ロス量は年間570万トン（令和元年度推計）に及びます。大量の食品が食べられないまま廃棄されている状況の中、日々の食べ物が、生産者をはじめとして多くの関係者に支えられていることを理解し、食に対する感謝の気持ちを深めるための食育の重要性が増しています。近年、台風や豪雨等の異常気象に伴う自然災害も多発しており、環境問題や災害時の備えを意識した取組についても食の在り方を考える上で重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっています。

そこで、第3次計画の基本目標を継承しつつ、これまでの食育推進の進捗状況、食をめ

ぐる状況や諸課題を踏まえ、就学前の子供から高齢者まで各ライフステージに応じた施策や生産から消費まで食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進するため、第4次千葉県食育推進計画を策定しました。

2. 食に関する社会情勢

(1) ライフスタイルの多様化による食習慣の変化

近年の日本では、単身世帯や核家族*の増加、女性の社会進出など、ライフスタイルや働き方の多様化により、食習慣にも様々な変化が生じています。

単身世帯や共働きの核家族*世帯などでは、食事の時間を十分に確保することができず、朝食の欠食、栄養バランスに配慮した食事の減少、共食*の減少など、望ましい食習慣を実践しづらい世帯があると考えられます。調理の時間が取れないことや経験が少ないことで、「中食*」やデリバリーの利用も普及しています。

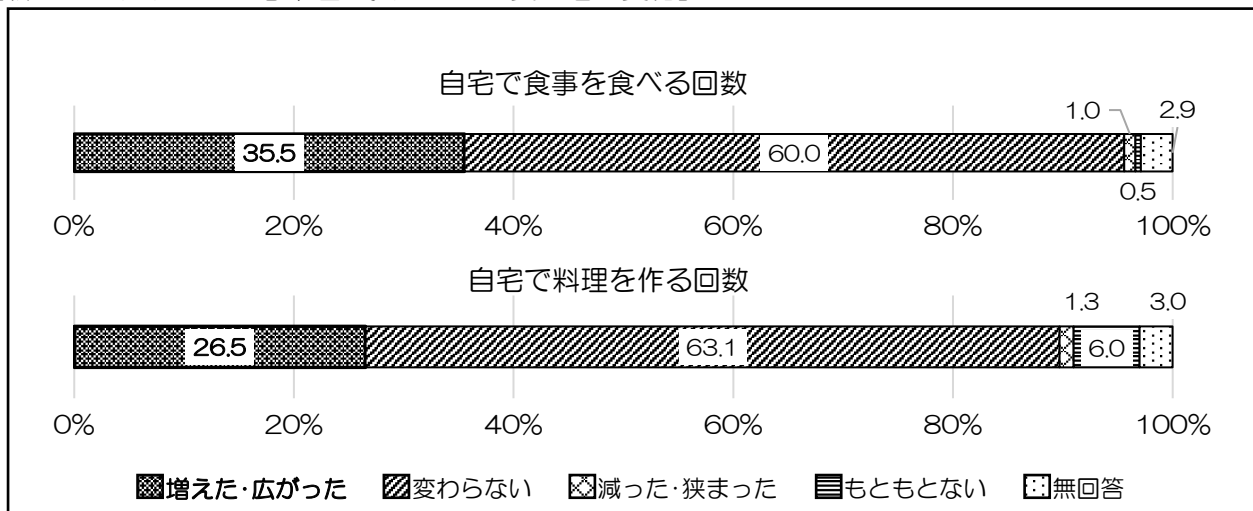
加えて、2020年以降の日本国内における新型コロナウイルス感染症の流行による影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、食を取り巻く状況にも様々な変化をもたらしました。

農林水産省が実施した「食育に関する意識調査報告書（令和3年3月）」によると、新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較した食生活の変化として、35.5%の人が「自宅で食事を食べる回数」が増えたと回答し、26.5%の人が「自宅で料理を作る回数」が増えたと回答しています。

接触機会低減のため、在宅時間の増加や外出の自粛などにより、飲食業が甚大な影響を受けるとともに、食品の需要が減少したことで大量の食品ロスが発生するなど、国内の農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えました。また、外食や会食の機会が減少したことで、単身世帯では孤食*が増え、人々の心身にも影響を及ぼしていると考えられます。

一方で、在宅時間や家族で食を考える機会が増え、食を通じた健康づくりが注目されるなど、食を見つめ直す契機となり、家庭での食育の重要性が高まった側面も有しています。

【新型コロナウイルス感染症の拡大による食生活の変化】



※農林水産省「食育に関する意識調査報告書(令和3年3月)」を基に作成

(2)高齡化に伴う健康寿命*の延伸や生活習慣病*の予防

日本の総人口は、2011年以降、継続して減少し続けています。一方で、1950年以降、65歳以上の高齢者の人口は一貫して増加し続けており、高齡化が進行しています。

高齡化が進行する中で、健康寿命*の延伸は国民的課題であり、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない食育を推進することが求められます。

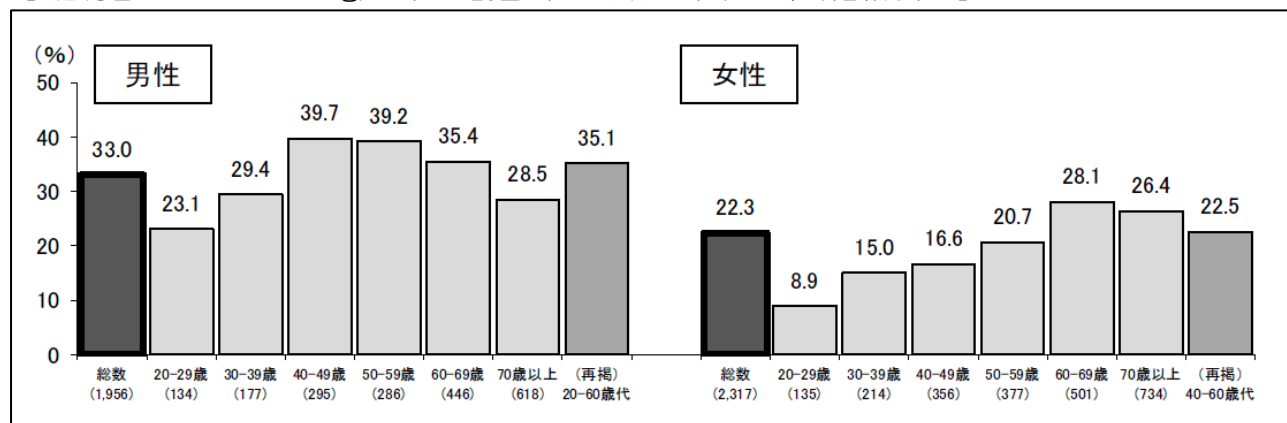
しかしながら、成人男性は肥満、若い女性はやせ、高齢者は男女とも低栄養の者の割合が高くなる傾向があり、食生活に起因する課題が見受けられます。

また、成人の食事の状況として、野菜の摂取量は不足し、塩分の摂取量は過剰となっている傾向があり、生活習慣病*の要因の1つと考えられ、改善が求められます。

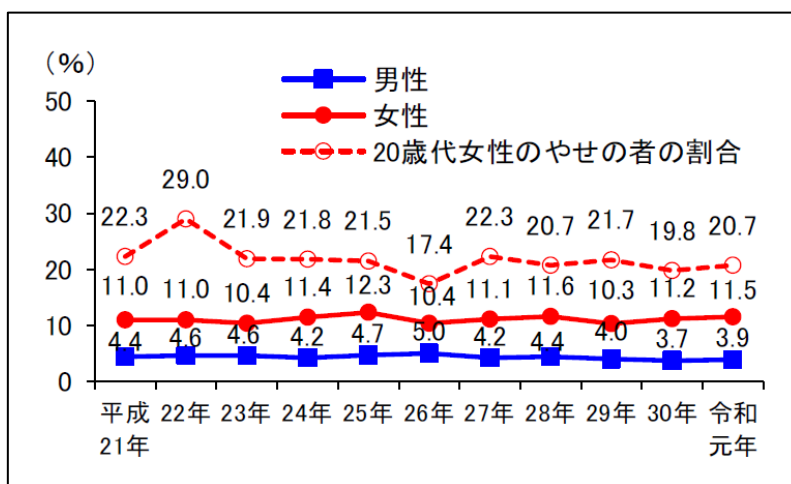
厚生労働省は、成人1日当たりの野菜摂取量の目標値を350gとしています。同省が実施した「令和元年国民健康・栄養調査」の結果によると、摂取量の平均は280.5gと不足しています。

また、1日当たりの食塩摂取量は男性7.5g未満、女性6.5g未満を基準としています。同調査の結果によると、男性10.9g、女性9.3gと過剰になっています。

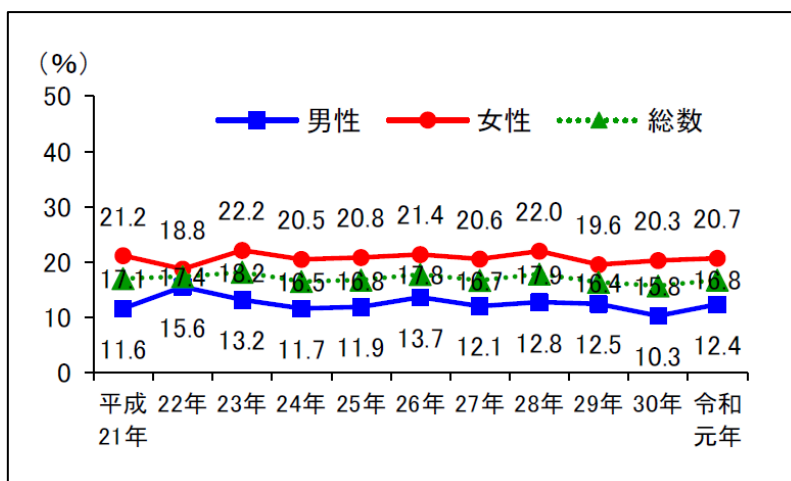
【 肥満者(BMI* ≥ 25 kg/m²)の割合(20歳以上、性・年齢階級別) 】



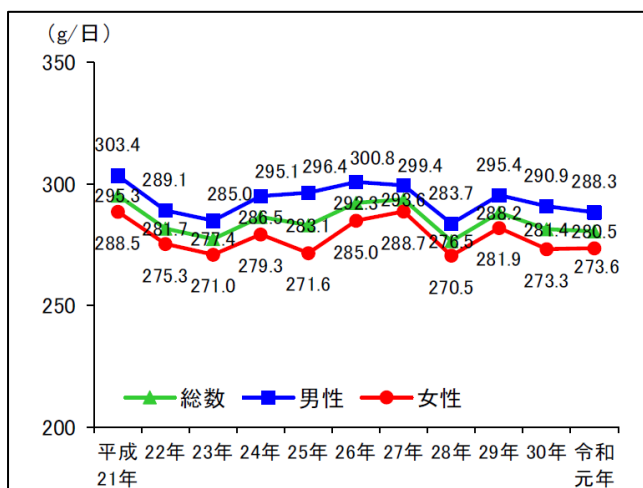
【 やせの者(BMI* < 18.5 kg/m²)の割合の年次推移(20歳以上) 】



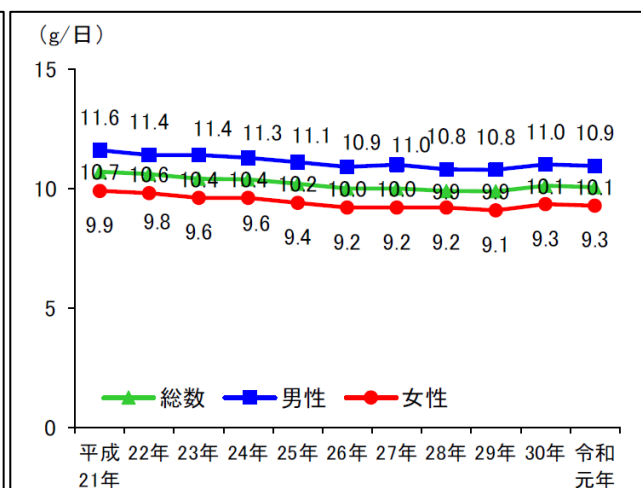
【 低栄養傾向の者(BMI* ≤ 20 kg/m²)の割合の年次推移 (65歳以上) 】



【 野菜摂取量平均値の年次推移 (20歳以上) 】



【 食塩摂取量平均値の年次推移 (20歳以上) 】



出典：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

(3)大量の食品ロスの発生

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品をいいます。

日本では生産、製造、販売、消費などの各段階において日常的に食品が廃棄され、年間522万トンもの食品ロスが発生し、その内、事業活動を伴って発生する量は275万トン、各家庭から発生する量は247万トンとなっています。(令和2年度推計値。)

大量の食品ロスの発生は環境や経済などへ様々な影響を及ぼし、2015年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

環境の観点では、食品ロスを含めた多くのごみを廃棄するため、ごみの輸送や処理による温室効果ガスの排出や、焼却後の灰の埋め立てなどによる環境負荷が懸念されます。

経済の観点では、日本は食料自給率*が減少傾向にあり、食料の多くを輸入に頼っているが、その多くを食べずに廃棄しており、経済的な損失が大きい状態となっています。

人や社会への観点では、多くの食品ロスを発生させている一方で、世界には栄養不足の状態にある人々が数多く存在し、食料の多くを輸入に依存している日本にとって、真摯に取り組むべき課題とされています。

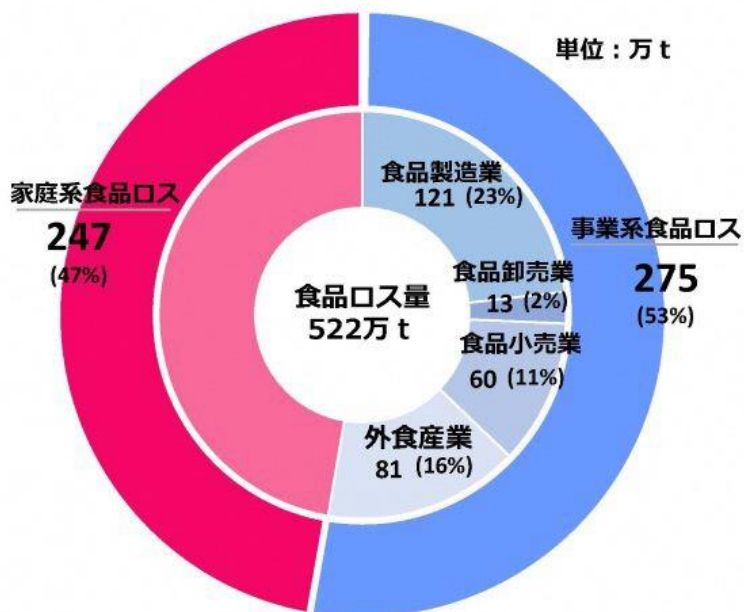
食品ロスを削減していくためには、国民がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

また、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、フードバンク*などの取組を活用し、貧困、災害などにより必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要です。

国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行されました。

市町村は、この法律に基づく基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、松戸市においても、令和4年3月に「松戸市ごみ処理基本計画」に内包する形で、食品ロス削減推進計画を策定しました。

【 国内の年間の食品ロス発生量 】



国民 1 人当たり食品ロス量

1日 約113g
※ 茶碗約1杯のご飯の量 (約150g) に近い量

年間 約41kg
※ 年間1人当たりの米の消費量 (約53kg) に近い量

資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表 (確定値)

出典：農林水産省ホームページ

(4)SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)

「SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)」とは、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGsの目標には「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」など、食育とも関係が深い目標があります。

【SDGs 17の目標とアイコン】



3. 松戸市食育推進計画

(1)計画の趣旨

平成17年6月、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、食育基本法が制定されました。

松戸市では同法に基づき、平成20年3月に松戸市食育推進計画、平成26年8月に第2次松戸市食育推進計画、平成30年3月に第3次松戸市食育推進計画を策定し、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を基本理念として食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、令和3年度に実施した食育に関する市民アンケート調査の結果では、朝食を欠食する人の増加や、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の減少、若い世代の食に対する意識の低下など、依然として改善に向けて取り組むべき課題が見受けられます。

また、国内全体においても、高齢化に伴う健康寿命*の延伸、食品ロスの削減、SDGsの達成に向けた取組など、食に係る様々な課題があります。

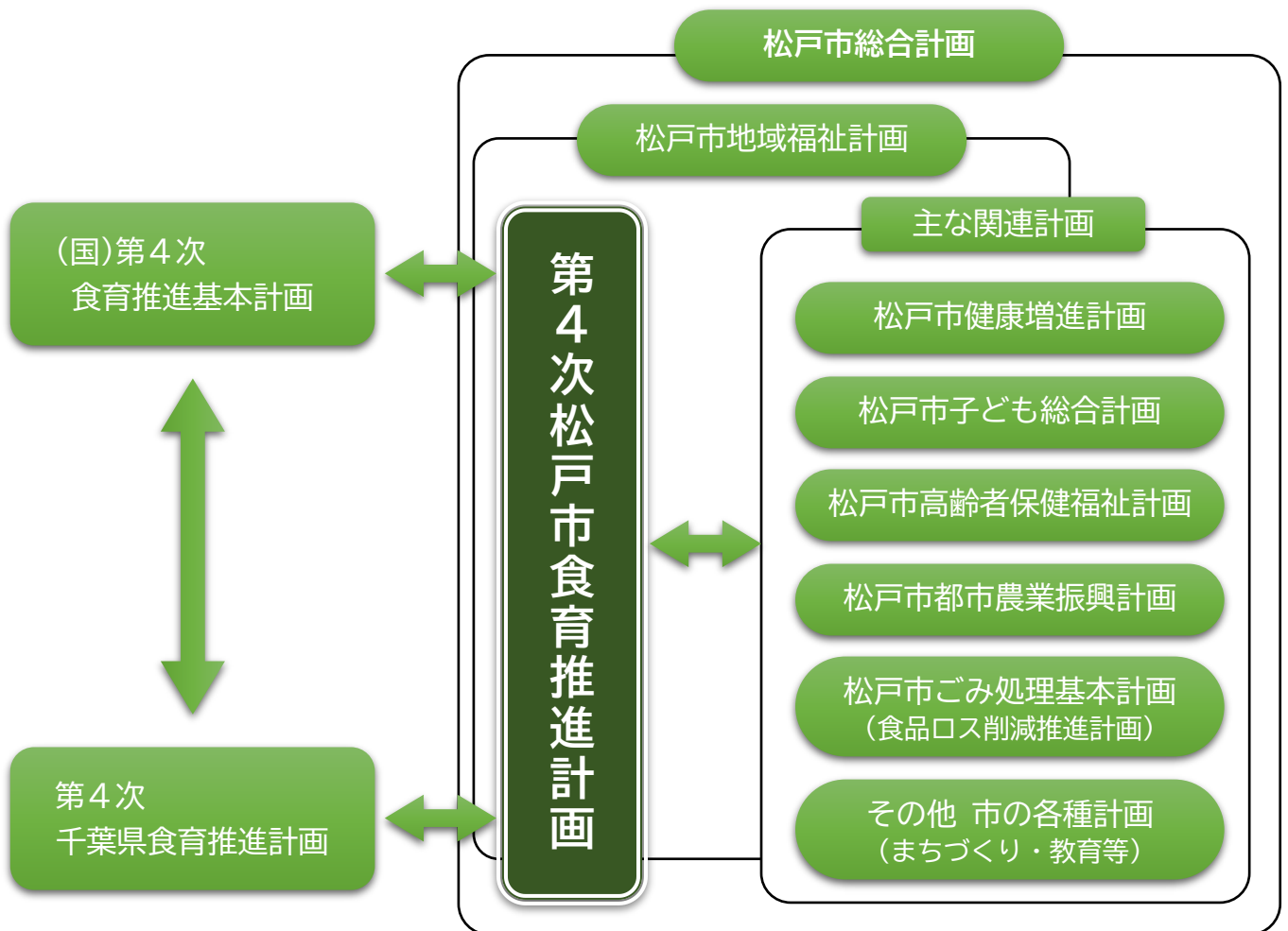
そこで、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、国及び千葉県の計画や食に係る諸課題などを踏まえ、本市における食育を総合的かつ計画的に推進するため、第4次松戸市食育推進計画を策定します。

(2)計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に規定される「市町村食育推進計画」として位置づけ、松戸市が取り組む食育に関する施策や目指す姿を示す、食育の基本計画とします。

策定にあたっては、国の第4次食育推進基本計画、第4次千葉県食育推進計画との整合を図るとともに、松戸市総合計画における個別計画としても位置づけ、各分野（環境、教育、健康、福祉など）の計画や、食育の推進に関連する各施策との連携、調和を図り、総合的に食育を推進します。

【 計画の体系図 】



(3)計画期間

本計画は、国、千葉県の計画期間に準じ、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とします。

年度 (西暦)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
国	第2次 食育推進基本計画		第3次食育推進基本計画					第4次食育推進基本計画						
千葉県	第2次 千葉県食育推進計画		第3次千葉県食育推進計画					第4次千葉県食育推進計画						
松戸市	第2次松戸市食育推進計画		第3次松戸市食育推進計画					第4次松戸市食育推進計画						

コラム①

食育ピクトグラム

「食育ピクトグラム」とは、令和3年10月に農林水産省が作成したもので、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、単純化した絵文字(ピクトグラム)で表現したものです。

各アイコンは「食生活指針」も参考に、国の食育推進基本計画の目標や重点事項に取り上げられている項目から選択されています。

ピクトグラムは小売店の店頭、学校の教育現場、食育を行う際の啓発資材、商品の包装への印刷等、様々な場面で無料で活用でき、本計画の表紙にも掲載されています。

